

1 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- 第5 承認第1号 専決処分の承認を求める件 専決第6号
平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求める件 専決第7号
北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 第1号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第10 第4号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 第5号議案 加東公平委員会規約の一部変更の件
第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件
- 第12 第7号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計予算

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 池田勝雄君
- 2番 高橋佐代子君
- 3番 長谷川勝己君
- 4番 玉臺正明君
- 5番 藤本邦之君
- 6番 森元清蔵君

7番 藤 尾 潔 君

8番 辻 誠 一 君

4 欠席議員（なし）

5 説明のため出席した理事者（21名）

管理者

加 東 市 長 安 田 正 義 君

副管理者

西 脇 市 長 來 住 壽 一 君

加 西 市 長 西 村 和 平 君

多 可 町 長 戸 田 善 規 君

加 東 市 副 市 長 山 田 義 人 君

消防担当課長

西脇市防災対策課長 森 脇 達 也 君

加西市安全防災課長 桜 井 一 孔 君

加東市防災課長 西 山 茂 君

多可町生活安全課長 今 中 明 君

消防本部

消 防 長 藤 本 喜 一 君

参 事 原 田 久 夫 君

参 事 岸 本 耕 一 君

消 防 部 長 山 西 修 君

警 防 部 長 芹 生 信 弘 君

西脇消防署長 藤 原 慶 久 君

加西消防署長 藤 原 光 浩 君

加東消防署長 西 山 修 一 君

多可消防署長 藤 井 照 通 君

企画財政課長 藤 原 正 勝 君

救 急 課 長 小 林 浩 太 郎 君

情報管理課長 徳 岡 恒 夫 君

6 出席事務局職員（3名）

総 務 課 長 石 古 覚 君

総務課副課長 中嶋利久君
総務課主任 杉本秀之君

○議長（長谷川勝己君） どうも皆さん、おはようございます。

全員おそろいでございますので、ただいまから第3回北はりま消防組合定例会を開会したいと思います。

それでは、開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

兵庫県北部のスキー場では年末からの寒波到来により積雪に恵まれ、大変なにぎわいを見せております。当地においても昨年と打って変わって、ほんとに厳しい寒さが続いているところでございます。また、議員の皆さんにおかれましては3月議会の前に非常にお忙しい中、第3回北はりま消防組合議会定例会が招集されましたところ議員全員極めてご健勝にてご参集賜りありがとうございます。

本日、招集されました定例会の付議事件は、専決処分の承認2件、補正予算、条例の一部改正3件、規約の変更2件、新年度予算といずれも重要な案件でございます。特に新年度予算につきましては平成26年4月に管制業務を統合し、運用開始を目指し整備を図ろうとしている消防救急無線のデジタル化と通信指令施設の導入が要求されております。何とぞ、議員各位におかれましては慎重審議の上適切、妥当な結果が得られますようお願いを申し上げ、誠に簡単措辞でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

それでは、管理者、安田正義君からあいさつをいただきます。管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） おはようございます。

立春から3週間余り、そしてまた雨水という節気からも1週間余り経過をしております、そしてまた2月も今日を含めてあと3日というこんな時期を迎えておりますが、非常に今朝も寒い朝を迎えたと、そんなところでございます。本日第3回北はりま消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には極めてご健勝にて、そして全員おそろいでご出席をいただきました。心からお礼を申し上げます。北はりま消防組合が昨年発足をして間もなく11カ月になろうとしてございますが、合併するための準備期間、そういったものが少し短かったのかなというそんなこともございまして、組織の運用方法等において積み残した部分も多くございましたけれども、1年をかけてようやく業務も軌道に乗ってきた、そんな思いでおるところでございます。今後も更なる防災体制の強化を図っていかねばならないそういうところでございますので、何とぞ議員各位におかれましても引き続きご支援、ご協力を賜りますように心からお願いを申し上げます。

本日、私どものほうからご提案を申し上げますのは、ただいま議長のほうからもご案内がございましたが、専決処分の承認を求める件等々計9件でございます。議員各位におかれましては何とぞ慎重、審議賜りまして、適切なるご決定をいただきますように心からお願いを申し上げまして、開会に当たって一言ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

午前10時09分 開会

開 会 宣 言

- 議長（長谷川勝己君） ただいまの議員の出席数は8名であります。
定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから、第3回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

- 議長（長谷川勝己君） 日程第1、議席の指定を行います。
昨年末に西脇市と多可町の組合議会議員の変更があり、新たに4名の方が選出されておりますので、市町別にそのまま空席になっております議席を会議規則第3条第1項の規定により議長から指名いたします。1番、池田勝雄君、4番、玉臺正明君、5番、藤本邦之君、8番、辻誠一君、以上のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川勝己君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第60条の規定により議長から指名いたします。6番、森元清蔵君、7番、藤尾潔君の両名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

- 議長（長谷川勝己君） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

- 議長（長谷川勝己君） 日程第4、副議長の選挙を行います。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第118条第2項の規定による指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長谷川勝己君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に池田勝雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました池田勝雄君を副議長の当選人と定

めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長谷川勝己君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました池田勝雄君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました池田勝雄君が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。池田勝雄君、ごあいさつをお願いいたします。池田勝雄君。

○副議長(池田勝雄君) ただいま皆様方のご推挙によりまして当議会の副議長に就任することになりました。長谷川議長の指導のもと円滑な議事の運営に努めてまいりたいと思いますので、引き続き議員各位のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。ほんとうにありがとうございました。

○議長(長谷川勝己君) 副議長のあいさつは終わりました。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求める件 専決第6号

平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)

○議長(長谷川勝己君) 次に、日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長(藤本喜一君) それでは、承認第1号、専決処分の承認を求める件、平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明申し上げます。

本補正は地方自治法第179条第1項の規定により、お手元に配付いたしております専決第6号のとおり平成23年11月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

提案理由は平成23年11月3日の始業点検時に加西消防署に配備しております35メートル級はしご付消防自動車の伸縮旋回装置の配管から油漏れを発見し、業者確認により現場活動は危険であるとの報告を受け、やむなく運行を停止いたしました。このたびの不具合により緊急に分解、修理が必要となり、隊員の安全確保を図るためにも平成24年度に予定しておりましたオーバーホールを前倒して実施することといたしましたことから、やむなく本組合議会を招集する時間的余裕がないと判断し専決処分いたしました。

それでは補正予算書の内容でございますが、補正予算書の1ページをご覧ください。今回の補正は、先ほど申し上げましたようにはしご付消防自動車のオーバーホールのための修繕費の追加でございます。第1条において歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,962万5,000円を追加し、その総額を22億1,279万3,000円に改めたものでございます。歳入歳出予算の補正内容につきましては補正予算説明書8ページの歳出からご説明申し上げます。第3款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費にはしご付消防自動車のオーバーホールに伴う修繕費として2,962万5,000円を増額いたしましたものでございます。一方、歳入では、7ページにお戻りいただきたいと存じますが、今回の財源はその全額を第1款分担金及び負担金において消防費、市町負担金の加西市分を充

当いたし、収支の均衡を図った次第でございます。なお契約につきましては、はしご付消防自動車の納入業者であるモリタテクノスと平成23年12月8日付で契約を締結し、平成24年3月30日完了予定でございます。また、この間における対応といたしましては西脇消防署、加東消防署に配備しておりますはしご車を即時出動させる態勢をとり緊急に備えております。以上簡単な説明となりましたが、一刻の猶予がない緊急事態であったことをご賢察いただきまして、何とぞ原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わります。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） はしご車の不具合があってオーバーホールをするということで緊急を要するという事ですから、専決処分したんだということについて何の要望もないわけですけれども、金額だけ2,962万5,000円で、11月3日にそのことが発見されて、完了するのが3月30日ですか、その何か月間の間の代替措置もあるんだけれどもということでございましたのでお伺いしときたいと思うんですけれども、このはしご車は新車で買えば幾らのものなのか、その2,962万5,000円と数カ月の時間を要して直すほうがトータルで負担が軽かったのかどうかというのを、もうちょっとわかりやすく説明いただけたらと思います。

○議長（長谷川勝己君） 消防長。

○消防長（藤本喜一君） ただいまの議員のご質問でございますが、新車購入で35メートル級はしごで、当時加西署が購入いたしましたのは1億5,000万円、3年前に西多可消防事務組合、旧にしたか消防本部で25メートル級はしご車を導入いたしましたのが1億2,000万円ということでございます。なお、オーバーホールにつきましては毎年じゃございません、期間が決められておりますけれども、3,000万ほどはどうしても要するという事でございます。ただ予算上は、先ほど申しましたように2,962万5,000円でございますが、この中でいろいろと業者にもご無理を申しまして約200万程度減額いたしまして契約をいたしております。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件について、承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求める件 専決第7号

北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、お手元に配付しております専決第7号のとおり北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

本件につきましては、組合構成各市町で既に昨年末の議会に上程され可決された案件でございます。専決理由及び改正理由とその内容についてご説明申し上げます。まず、お手元に配付いたしております改正要旨をごらんいただきたいと存じます。改正理由でございますが、国家公務員の給与は給与臨時特例法案の早期成立を期するため人事院勧告を実施するための給与法改正案を提出しないことは閣議決定されましたが、地方公務員の給与改定に当たっては地方公務員法に定める給与決定の諸原則、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果等を勘案し適切に対応することとされました。北はりま消防組合においてもこれらのことを基本姿勢として人事院及び兵庫県人事委員会の勧告を踏まえ給与条例の一部を改正することとしましたが、施行期日が迫っており議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により11月30日付で専決処分をしたものでございます。

次に、その主な改正内容についてご説明申し上げます。改正は附則の項の追加による項のずれの整理を除き、附則の経過措置と別表の給料表で、1点目として民間給与との格差を解消するために給料表の引き下げ改定を実施します。民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた引き下げに限定した改定を行っており、若年層につきましては据え置きます。その改定率はマイナス0.37%で、格差相当分については平成23年4月の給与額に改定率を乗じて得た額に11月までの8カ月分を乗じて得た額と6月に支給された期末勤勉手当の額に改定率を乗じて得た額の合計額を12月期の期末手当の額で減額調整を実施いたしました。各号級の改定額は参考資料として給料表の新旧比較表を添付いたしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。また、改正後の附則に第3項として経過措置を追加し、給与構造改革における経過措置、措置額についても今回の給料表の改定率等を踏まえて引き下げ、引き下げ率は第1号の減額改定対象職員にあっては100分の99.1、第2号で前項以外の職員にあっては100分の99.34となっています。なお、55歳以上の特定職員にあってはさらに第1号、第2号で引き下げた額に100分の98.5を乗じて得た額を減給保障額として支給するもので

ございます。2点目といたしまして、改正後の条例附則第4項の規定により給料月額の変額に相当する額の支給を受けている継続職員にあっては適用を受けていた給料表の改訂後の給与月額との差額を支給するものです。なお、この条例の施行期日は平成23年12月1日としております。

以上で、承認第2号 専決処分の承認を求める件、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明といたします。よろしくご審議の上原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 1点お伺いしたいんですが、今ある組合の予算は持ち寄りの予算ということで各市町の分を、各市町大体基本的に持ち寄ってやっているのが多いかと思うんですが、今回このような形に、各市町によっていろんな給与体系が違うので、それに応じていろんな制限がかけられていると思うんですね、組合予算も数年後には一本化するというので一番初めにご説明を聞いたと思いますけど、設備更新なんかについて。そうすると給与体系などについては例えばどういうふうに調整していこうとか、一本の予算にするために方針というのはあるんでしょうか。今は当然この条例を見受ける限り各市町の体制に基づいて、加東は加東の職員の体系で、加西は加西の職員の体系で払っておると思うんですけども、どのような将来的な方針があるわけでしょうか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご質問でございますが、給与につきましては、先ほど藤尾議員のご指摘のとおり人件費については持ち寄り予算でございますが、給与体系は公安職給料表第1表というものを適用いたしております。現在の北はりま消防組合職員すべてが給料表は同一のものでございます。人員もしくは幹部職員の配置状況によって各市町からの持ち寄り予算ということで運用いたしておりますので、今後その辺の分につきましても各市町予算の若干の違いはございますが、給料表につきましては一つのものでございますので、何ら支障はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） 藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 多分独自に減額だったりとか、例えば昇給が伸びているとか、あるいは場合によっては早いとかいうケースもあると思うんですけど、そういう点で違うと思うんです、細かいところで。給与部分が同じだとはわかるんですけど、その点については例えばそのままずっとこのまま行かれるのか、あるいは何らかの各市町の規定に対しての調整というのをやっていくのか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 各市町で若干の違い、ばらつきはございますが、これはあくまでも各市町の人件費でございますので、当組合においては何ら各市町と合わす必要はない

と、あくまでも当組合における給料表に基づいて国家公務員の公安職給料表を採用しておりますので、下がってくれば当然下げる、上がれば上げるということで統一いたしたいというように考えております。また、昇任、昇格につきましても各市町関係なしに組合でだれを昇任して、どのような配置をするかというのは組合の考えることでございます、人事につきましても組合一本でやっていくというところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか、ほかに。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） それでは、採決に当たりまして一言反対の立場から発言をさせていただきます。このたびの専決処分は、先ほど説明がありましたように人事院勧告に基づいての給与の減額改定が主なものでございます。公務員の給料と民間の給料の差額を調整するということが人事院勧告というのを実施されておりますけれども、4月からこっち支払ってきたものを年度途中でもって調整をして途中で減額をすると、どの市町も毎年こういうことをしとるわけですけれども、12月の期末勤勉手当で調整するがために11月30日までには議決を要するんだとこういう仕組みでございますが、そもそもこの国には不利益の不遡及という原則がございます。例えばこの年の分の給料をちょっと余分に払い過ぎたから来年の分はこっだけにすることでということなら納得もいこうかと思いますが、払い過ぎたもんやからその分はちょっと返してよというそういう仕組みですから、そういう原則、大もとの原則であります不利益の不遡及に反する、そういうものをしようとするときに本来はやっぱり十分な議論をして、しっかりと議決をするというのは当然だこのように思うんですけれども、残念ながら議会を招集する暇がなかったということでの専決処分ということになっておりますが、こういう中身ですから専決処分をするのにはふさわしくなかったのではないかと思いますので、このたびの専決には賛成できませんので反対させていただきます。

○議長（長谷川勝己君） ほかに討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求める件を裁決いたします。本件について承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（長谷川勝己君） 起立多数。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第7 第1号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第7 第1号議案 平成23年度北はりま消防組合

一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいま上程されました第1号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は事務事業の確定及び執行見込みによる補正並びに給与改定等による人件費の補正、そして繰越明許費の追加、地方債の変更を計上しております。また、国の三次補正予算に計上されました消防救急デジタル無線整備に関連した事業費を追加するものであります。

それでは、お手元の予算書によりご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億2,779万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億4,058万5,000円に改めようとするものでございます。第2条は繰越明許費の追加です。第3条は地方債の変更でございます。第2条及び第3条に係る表につきましては5ページとなりますので、お開きいただきたいと存じます。繰越明許費につきましては消防救急デジタル無線整備事業に係る国の財源そのものが繰越対象であることから、本事業の予算を地方自治法213条第1項の規定により繰越をしようとするもので、翌年度に繰り越して使用できる経費は第2表繰越明許費によります。消防救急デジタル無線整備事業でございますが、平成23年度の国の補正予算で財政措置されました消防防災通信基盤整備費補助事業及び緊急防災減災事業に要望していましたところ、先般2月1日に交付決定を得ましたので、今回当該事業の追加をお願いいたしますものでございます。なお、この事業は東日本大震災を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高い防災減災事業を地方公共団体が積極的に実施できるよう新たに創設された事業でございます。財源といたしましては補助金及び組合債を充当いたします。

恐れ入りますが、ここでお手元に配付しております資料1をご覧ください。1年目の平成23年度の小計の欄に掲げています事業費5億6,280万円の財源内訳についてご説明申し上げますと、補助金は管轄面積と人口により算定された基準額3億6,000万円の3分の1で1億2,000万円となります。また、事業費総額5億6,280万円から補助金額1億2,000万円を差し引いた4億4,280万円は充当率100%の組合債を活用いたします。組合債のうち2億4,000万円の元利償還金の80%が交付税措置され、また2億280万円の元利償還金の70%が同じく交付税措置されることとなっております。国の補助金と緊急防災、減災事業債などの特定財源が活用できることから事務を進めているものであります。

恐れ入りますが、予算書の5ページにお戻りください。第3条地方債の補正につきましては第3表地方債補正によります。起債対象事業の確定及び追加事業に伴い借入限度額を変更するものです。歳入歳出予算の補正の内容につきましては補正予算説明書により歳出

からご説明申し上げます。補正予算説明書の11ページをご覧ください。第3款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費839万6,000円の減額は人事院勧告及び職員数、中途退職者2名がございまして、の減により給料では763万円の減額、職員手当では時間外勤務手当及び休日勤務手当等による234万8,000円の増額。

12ページに移りまして、共済費は共済組合負担金率の上昇により748万4,000円を増額するものでございまして、負担金は退職者に係る退職手当組合の特別負担金を増額するもので、その他の経費につきましては事務事業の執行見込みによる減額でございます。

14ページをご覧ください。第2目消防施設費5億3,618万8,000円の増額は消防救急デジタル無線整備事業による増額と自動車購入費の入札減が主なものでございます。

次に歳入ですが、9ページにお戻りください。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は831万8,000円の減額で、市・町負担金の加西市分を減額するものでございます。第2款使用料及び手数料、第1項手数料45万円は収入見込みによる増額でございます。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1億2,000万円は消防防災通信基盤整備費補助金による増額でございます。第9款諸収入、第1項組合預金利子は1万5,000円の増額です。第2項受託事業収入3万2,000円は収入見込みによる増額でございます。第3項雑入、第1節派遣職員給与費等負担金1,324万5,000円の増額は消防防災航空隊派遣職員及び救急救命士養成所派遣職員2名の人件費でございます。第2節雑入1,383万2,000円の減額は高速道路、救急業務支弁金を加西及び加東消防署の救急業務経費として各市の負担金に含めたことにより減額が主なものでございます。第10款組合債、第1項組合債4億1,620万円の補正は消防救急デジタル無線整備事業に係ります起債4億4,280万円の追加、自動車購入費の事業費確定による2,660万円の減額によるものでございます。なお、16ページ以降に給与費明細書を添付いたしておりますので、ご参照賜りたいと存じます。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、議案第1号の提案説明を終わります。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませぬか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） それでは1点だけお聞かせをいただきたいと思うんですけども、何と云うか僕がとやかく言うことでもないということはよく知っておるんですが、このたび起債を起して、それぞれ80%、70%と交付税算入ということになっておりますが、交付税というのは基準財政需要額と基準財政収入額との差額ということですから、きっちり割った分を年数で割ってその分をきっちりきっちり入ってくるものなのかどうか、その交付税を受ける自治体の財政状況によっては入とることになったって、実際ようわか

らんということではないのかなというようなことをちょっと心配するわけですが、額が大きいだけにその辺はしっかり見通しがあるのか、ふたを開けてみて、いやいや入るとると国は言うけれども、こんなはずではなかったという場合にはまた改めて協議して各市町の負担でカバーするということになるのかな、その辺余計なことかもしれませんが、お聞かせいただけたらと思うんですが。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご指摘につきまして、交付措置につきましてはいろいろと言われておりますとおり、辻議員のご指示とおりにかなと私も思っております。ただしこの事業を実施するに当たりまして100%起債、80%の交付税、また100%起債、70%の交付税、それと1億2,000万円の補助金ということでございますので、国の方針減災対策であるという方針に従うということで、これが一番有利な事業であるということですので、若干のご指摘の部分はございますが、我々としては国を信じる以外はないということでございますので、ご了承賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかに、ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。
これから、第1号議案 平成23年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第8 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の

整備に関する法律の公布により障害者自立支援法が一部改正されたため、同法の規定を引用する北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。まず第1条関係で、条例第10条の2第2号中、「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改め、次に第2条関係で、条例第10条の2第2号中、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるものでございます。なお、この条例の施行期日は第1条の規定にあっては公布の日から、第2条の規定は平成24年4月1日といたしております。

以上簡単ではございますが、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第2号議案 北はりま消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第9 第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 第3号議案 北はりま消防組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど専決処分承認を求める件、給与条例の一部改正で改正理由を申し上げましたように、国家公務員の給与は人事院勧告を実施するための給与法

改正案を提出しないことが閣議決定されましたが、地方公務員の給与決定にあたっては地方公務員法に定める給与決定の諸原則、都道府県人事委員会における公務員給与の調査結果等を勘案し適切に対応することとされましたので、当組合はこれらのことを踏まえ給与条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、本件と同内容の改正が組合構成市町の3月議会に上程される予定でございます。

その主な改正内容についてご説明申し上げます。改正は附則の経過措置を2段階において実施しますが、給与構造改革における経過措置額を、第1条で平成24年度は2分の1を減額（減額の上限1万円でございます）して支給し、第2条で平成25年4月1日に廃止するものでございます。なお、継続職員のうちその者の受ける給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる者にはその差額に相当する額を当分の間支給することといたします。それでは、新旧対照表をご覧ください。まず第1条関係で、附則第3項中「得た額」の右に「からその半額、その額が1万を超える場合にあっては1万円、を減じた額」を加えるものです。次に第2条関係で、附則第3項を削ります。そして附則第4項中「前項の場合を除くほか」を削り、同項を附則第3項とします。附則第5項から附則第7項までを1項ずつ繰り上げ、附則第8項第1号中、「附則第10項及び第11項」を「附則第9項及び第10項」に、「附則10項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第7項とします。それから附則第9項を附則第8項とし、附則第10項中、「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項といたします。附則第11項中「附則第8項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第12項を附則第11項とするものでございます。なお、この条例の施行期日は第1条の規定にあっては平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日といたしております。

以上簡単ではございますが、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） たびたび申しわけございません。もう少し具体的に、結局このぐらいの給料を貰とる、何歳ぐらいの人がその改定でどうなるんや、というふうに説明をいただくと理解が得られるかなと思うんですけど。

○議長（長谷川勝己君） 暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 開議

○議長（長谷川勝己君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、答弁を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 先ほど辻議員様の質問でございますが、個々に関する給料表というのはちょっとここで持ち合わせておりませんので、だれがどうというところまでは把握できませんが、この現給保障につきましては過去給料表の改定を行っております。先ほど藤尾議員様のご質問もございましたように、当組合の職員につきましては公安職給料表に移行いたしました。その前はそれぞれ各市町でございますので、行政職給料表を適用いたしておりました。その移行に際して給料が下がった者が若干おります。この辺は本年の1月1日の昇給によりまして、多数の者は行政職給料表のときよりも給料は若干上がりましたので改正をされたんですが、まだ行政職給料表当時の給料を追い越さない、まだ低い職員も十何名おります。これにつきまして現給保障をしようとするもので、その金額がこの法改正によりまして最高2分の1ということで1万円ということを現給保障するということでございますので、こういう改正を行うということでございます。なお、1万円以上の現給保障にあたる者は当組合にはおりませんので、ここでほとんどなくなってくると、来年1月1日の昇給の給料によりまして、恐らくこの辺はすべて解消されるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） よろしいですか。辻誠一君。

○8番（辻誠一君） 要するに、例えば一般行政職の給料表のときに30万給料があたってましたと、公安職のほうの給料表になってそれが例えば28万となりましたという場合に、このたびはそのときと比べると2万円減つとるけども、1万円減の29万出しましよと、昇給があるさかいに1年2年経ったらもとの30万に到達するからということですか。

○消防長（藤本喜一君） そういうことです。

○議長（長谷川勝己君） 発言の許可をしてからお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第3号議案 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第4号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第10 第4号議案 北はりま消防組合手数料条例

の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が平成23年12月21日に公布され、その内容は浮きぶた付の特定屋外タンク貯蔵所の安全性を確保するための位置、構造及び設備に係る技術上の基準の規定が追加されたものでございます。これに伴いまして地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額を定める省令の一部があわせて改正されたため、この施設の審査に係る手数料について当組合が準用している政省令の改正でございますので、当組合の手数料条例について所要の改正をしようとするものでございます。

内容につきましては、お手元に配付しております条例別表第1の新旧対照表をご覧くださいと存じます。改正となるところは別表第1の2の部（2）の款エの項中、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所という」の右に「、浮きぶた付の特定屋外貯蔵タンクのうち、総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同款のオの項中、「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の右に、「及び浮きぶた付特定屋外タンク貯蔵所」を加えるものでございます。なお、この条例の施行は平成24年4月1日に施行といたしております。また手数料の金額に変更はございません。

甚だ簡単な説明となりましたが、よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第4号議案 北はりま消防組合手数料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 第5号議案 加東公平委員会規約の一部変更の件

第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第11 第5号議案及び第6号議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） それでは、第5号議案及び第6号議案が同様の改正でございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、第5号議案 加東公平委員会規約の一部変更の件につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の規約改正につきましては、平成24年4月1日から北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園の名称を変更することに伴い、加東公平委員会規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第252条の7、第3項において準用する同法第252条の2、第3項の規定により議決を求めるものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。第1条中、「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改めるものでございます。なお、この規約は平成24年4月1日からの施行とするものでございます。

続きまして、第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件について提案理由の説明を申し上げます。今回の規約改正につきましては、先ほど第5号議案で提案理由の説明をしましたとおりで、兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する必要が生じたため地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして新旧対照表によりご説明申し上げます。別表第1号表中、「北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園」を「北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園」に改めるものでございます。なお、この規約は平成24年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で、第5号議案 加東公平委員会規約の一部変更の件、第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合格約の一部変更の件についての提案理由とその内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより各議案ごとに討論、採決を行います。

初めに第5号議案の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論は終わります。

これから、第5号議案 加東公平委員会規約の一部変更の件を採決いたします。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案の討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第6号議案 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件を採決いたします。

本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第7号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計予算

○議長（長谷川勝己君） 次に、日程第12 第7号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいま上程されました第7号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算編成につきましては構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、需要の緊急性や重要性を十分勘案して限られた財源の効率的な配分と効果的な事業選択を行いながら編成作業に取り組んだところであります。平成24年度の予算の特徴といたしては、平成23年度に実施いたしました無線局電波伝搬調査結果をもとに年次整備計画を作成し、平成24年度から2カ年事業として消防救急デジタル無線、高機能指令センターの整備工事、また緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用した車両更新が主なものでございます。消防広域化のスケールメリットを生かした消防力の充実強化を図り、住民の皆様が安全、安心して暮らせるまちづくりを目指すため各事業費を計上させていただいております。

それでは、お手元の予算書と予算説明書によりご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧くださいと存じます。第1条では歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億2,021万8,000円と定めるもので、前年度と比べ2億3,705万円の増額となりました。第2条債務負担行為、第3条地方債でございますが、5ページをお開きください。第2表債務負担行為では2件の事業について期間及び限度額を定め債務を負担する行為ができるように定めるものであります。第3表地方債は消防防災施設整備事業の起債の限度額を4億4,970万円に定めようとするものでございます。恐れ入りますが、

1 ページにお戻りください。第4条の一時借入金は平成24年度中における資金不足を補い、各事業の円滑な執行を確保するため借入限度額を1億8,300万円と定めるものがございます。

続きまして、歳入歳出の予算内容についてご説明申し上げます。歳入歳出予算説明書の8ページの歳出からご説明申し上げます。第1款議会費は34万4,000円を、第2款総務費では459万3,000円を計上いたしております。第3款消防費は予算総額の71.2%を占める人件費と各事業費が主なもので24億941万円を計上いたしております。第4款交際費は187万1,000円を、第5款予備費は400万円を計上し、歳出合計は24億2,021万8,000円となった次第であります。これに対する歳入につきましては、7ページにお戻りいただき、ご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金は他の収入代金を差し引いた歳入不足額19億2,084万1,000円を、第2款使用料及び手数料は179万6,000円を計上いたしております。第3款国庫支出金は緊急消防援助隊に係る補助金2,177万8,000円を、第8款繰越金1,000円につきましては存目計上でございます。第9款諸収入は組合預金利子及び受託事業収入と雑入を合わせて2,610万2,000円を、第10款組合債は4億4,970万円を計上いたしております。以上、歳入合計は24億2,021万8,000円となり、収支の均衡を図った次第であります。

それでは、次に予算説明書でご説明申し上げます。11ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。第1款議会費、第1項議会費34万4,000円は議員報酬及び議会運営に要する経費でございます。第2款総務費、第1項総務費は委員報酬のほか、財務会計の端末設置及び例規データベース更新業務委託料や財務会計システムの管理費など組合全体に共通する経費を合わせまして459万3,000円となり、前年度と比べ63万3,000円減額いたしております。次に、12ページをご覧いただきたいと存じます。第3款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費は18億8,041万5,000円で、前年度と比較いたしまして1,673万2,000円の増額となっております。これは人件費では平成23年度人事院勧告に基づく給与改定の実施、職員8名の退職、子ども手当の制度改正等で減額がある一方で新たな事業といたしまして大量退職による一時的な警防要員不足や消防力の低下を補うため定年退職者の再任用経費を計上いたしております。また、平成23年度では第2目消防施設費として計上いたしました臨時経費や施設修繕料等を第1目常備消防費へ予算科目の組みかえを行ったことなどが増額の主な要因でございます。続きまして、15ページをご覧いただきたいと存じます。第2目消防施設費は5億2,899万5,000円で、前年度と比較いたしまして2億1,957万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は消防通信、指令施設整備に係る工事請負費によるものでございます。工事請負費では消防救急デジタル無線化への移行整備や高機能指令センター整備を2カ年計画で工事を予定いたしております。また、消防車両等購入費では消防

ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台、現場指揮車など計6台の車両購入でございますが、前年と比べまして1億2,108万1,000円の減額でございます。続きまして、16ページをご覧いただきたいと存じます。第4款公債費、第1項公債費は187万1,000円で、前年度と比較いたしまして144万6,000円の増額となっております。これは平成23年度の自動車購入経費の財源といたしまして起債いたしました組合債の利子償還が平成24年度から始まったためでございます。一時借入金利子31万1,000円、これは平成25年4月以降に入金見込みによる国庫支出金及び派遣職員等の払戻金等でございますが、これによる資金不足を補うためのもので借入限度額1億8,300万円の利子分として計上いたしております。最後に、第5款予備費は予期せぬ支出に対応するため前年と同額の400万円を計上いたしております。以上が歳出予算の概要ですが、17ページ以降に給与明細書を添付いたしておりますので、ご参照賜りたいと存じます。

続きまして歳入予算でございますが、9ページにお戻りいただきたいと存じます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金は19億2,084万1,000円で、前年度に比べまして2,700万3,000円の減となっております。各市・町負担金については当組合同規約に定める負担割合により算出しました消防本部経費分と消防署経費としてそれぞれの市・町で負担していただく経費分を合わせました結果、西脇市は4億2,847万5,000円、加西市は6億1,267万1,000円、加東市は5億8,376万3,000円、加東市特別負担金23万6,000円は組合債の利子償還に対する交付税措置額でございます。多可町は2億9,569万6,000円となっております。負担金については各事業の収入財源を差し引いた歳入不足額を各市・町にご負担願うものであります。第2款使用料及び手数料、第1項手数料は危険物施設の許可申請等に係る法定手数料及び諸証明手数料を合わせまして179万6,000円を見込んでおります。第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は緊急消防援助隊車両として要望しております高規格救急自動車1台と消防ポンプ自動車1台の合計2台の車両購入に係ります国庫補助金といたしまして2,177万8,000円の収入を見込んでおります。第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円を計上いたしております。続きまして、10ページをご覧ください。第9款諸収入、第1項組合預金利子として1,000円を、第2項受託事業収入は兵庫県から管理委託を受けております多可町の高坂トンネル及び播州トンネルの非常警報装置の管理受託収入として86万4,000円を計上いたしております。第3項雑入は救命士養成所派遣職員、消防防災航空隊派遣職員それぞれ1名分の人件費負担の払い戻しとして航空隊派遣に係る助成金等の2,523万7,000円を計上いたしております。第10款組合債は自動車購入経費の財源といたしまして7,110万円、消防救急デジタル無線指令センター整備事業として3億7,860万円の合わせて4億4,970万円を計上いたしております。

ここで、お手元に配付しております平成24年度消防通信指令施設整備事業及び平成24年度車両更新財源内訳の資料に基づきご説明させていただきます。初めに、平成24年

度消防通信、消防指令施設整備事業について説明させていただきます。資料1をご覧ください。総事業費は一番下に掲げておりますとおり18億6,919万3,000円となります。1年目の平成23年度事業費、小計の欄の5億6,280万円につきましては平成23年度補正予算第2号による追加事業で説明させていただきましたので、財源措置は省略させていただきます。次に、2年目3年目の事業に係る財政措置ですが、防災基盤整備事業の特に推進すべき事業を活用して整備を図ります。この制度は起債充当率が90%、交付税算入率が50%となっております。整備事業に係る財源内訳ですが、2年目、平成24年度の事業内容の1に掲げています指令センター設計委託料は実施設計と監理業務を合わせ950万3,000円となります。なお、監理業務の236万3,000円につきましては2カ年計画による事業総額の30%計上いたしております。続きまして、2の指令センター等整備工事はデジタル無線と指令センターを合わせ3億7,714万7,000円となります。この整備工事費も事業総額の30%を計上いたしております。3の指令業務、業務室委託料は設計と監理業務を合わせ214万2,000円、4の指令業務室整備工事が3,207万8,000円で、指令業務に係る設計改修は単年度事業として予算計上いたしております。平成24年度の小計といたしまして、事業費が4億2,087万円、一般財源が4,227万円、起債額が3億7,860万円となっております。続きまして、3年目、平成25年度の事業内容の1に掲げています監理業務551万2,000円、2の指令センターの整備工事はデジタルと指令センター合わせ8億8,001万1,000円となります。平成25年度の小計といたしまして事業費8億8,552万3,000円、一般財源が8,862万3,000円、起債額7億9,690万円となります。なお、平成25年度の事業につきましては事業総額の70%を計上いたしております。総計といたしまして事業費の総額が18億6,919万3,000円、一般財源が1億3,089万3,000円、国庫補助金が1億2,000万円、緊急防災減災事業債の補助直轄分が2億4,000万円、緊急防災減災事業債の単独分が2億280万円、防災基盤事業債が11億7,550万円となります。また、当該事業に係りますスケジュールは資料1の1に示しておりますとおりでございますので、ご参照賜りたいと存じます。

続きまして、更新車両の財源内訳について資料2に基づきご説明申し上げます。消防車両の更新4台と増強2台の購入を計画し予算計上いたしております。更新する消防車両ですが、表の右側に経過年数と走行距離を記載しております。これら全ての車両が車両更新基準を大幅に経過しており経年劣化により緊急車両としての安全性等を考慮した上での更新でございます。新規導入する消防本部の現場指揮車は消防本部として統一的効率的な部隊運用と大規模災害等の対応力の強化を図ることを目的に導入するものでございます。また、多可消防署の査察車の増強につきましては多可消防署には査察車が配備されていないため予防業務の検査、査察車両として予防業務の充実強化を図るための導入でございます。更新車両の西脇消防署の救急車及び加西消防署のポンプ車は緊急消防援助隊設備整備費補

助金、組合債、一般財源を充当いたします。補助金につきましては基準額の50%、起債充当率が90%となっております。財源内訳ですが、救急車とポンプ車の2台合わせまして国庫支出金2,177万8,000円、組合債は6,230万円を見込んでおります。続きまして、消防本部及び加西消防署の現場指揮車については起債充当率75%の防災基盤整備事業を活用し、残りの25%は一般財源となります。なお、元利償還金の30%は交付税算入されます。財源内訳ですが、現場指揮車2台を合わせまして組合債880万円を見込んでおります。加東消防署の指揮支援車及び多可消防署の査察車につきましては一般財源として443万4,000円となり、平成24年度車両更新財源内訳は国庫支出金2,177万8,000円、組合債7,110万円、一般財源1,521万8,000円となります。なお、資料2の1に北はりま消防組合消防車両等の更新基準表を添付いたしておりますので、ご参照いただいと存じます。

以上、まことに簡単な説明となりましたが、よろしくご審議賜り原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます、第7号議案の提案説明を終わります。

○議長（長谷川勝己君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。藤尾潔君。

○7番（藤尾潔君） 先ほど基準財政需要額算入について話がありましたけども、自動車なども買ってますけども、これは交付税措置を進めるのは、財政状況を算入されるのはどの市に対してなのか、つまり加東市が組合の所在地ということで加東市に一本でこれは補正で入ってきた上で基準財政額で受けているのか、それか各市町に加西市で整備されたのは加西市で基準財政需要額に算入されておるのか、どちらなのかということ。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご質問でございますが、車両更新につきましては本部経費として経費的には2：8、均等割2、人口割8のご負担をいただいております。財源が交付税措置の分につきましてはすべて加東市に入る予定でございます。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） 藤尾潔君

○7番（藤尾潔君） 確認なんですけど、先ほども確実入るのかという話がちょっと出ましたけども、これは確実に、例えば補正で入ってるんですよね。つまり特交で入っているとかそういうのではなくて確実に、要は基準財政需要額に需要補正とか見積補正になると思うんですけども、その補正の形で理論償還ベースの実額は加東市に入ってくる、その部分をこちらへ入れているという認識で間違いはないんですか。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） 以上、そのとおりでございます。なお、今年度補正いただきましたデジタル無線の1億2,000万については2月1日に既に交付決定されておりますので、入っております。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。藤本邦之君。

○5番（藤本邦之君） デジタル化ということで、ほとんど大きな金額によるんですが、デジタル化にしなければいけないという何か法律でこれ時期が示されておるように思うんですけども、その時期、それから西脇、加西、加東、多可町この中でデジタル化を既にされておるところもあるんですか。この2点をお尋ねします。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご質問でございますが、デジタルは法律化されております。さらに期限は平成28年5月31日が最終期限でございます。それまでにデジタル化を進めるということでございます。また、管内各市町、3市1町でございますが、各消防本部デジタル化は一切行っておりません。今回新たに導入する予定でございます。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。高橋佐代子君。

○2番（高橋佐代子君） 詳しく説明いただきましたので、何も言うのもないです。ちょっと内容的なことについてお聞かせください。3点ばかりお尋ねいたします。13ページの再任用短時間勤務員賃金に1,500万近く上がっているのですが、どこの署に何名程度配置される予定なのかそれ1点、お尋ねいたします。それと委託料の中で14ページの一番上ですが、気管挿管病院研修業務委託料315万と計上されています。今、3月の補正、今年度の3月補正で140万ほど減額補正がされていまして。多分病院での研修と思うんですけど、救急病院どんどん私は研修していただいたらいいかなと思うんですけど、この140万、前の補正とは絡むんですが、315万、よかったですら補正との関連を聞かせていただいたらと思います。それが2点目。それから最後3点目、18ページなんですが、本年度の職員数206名となっています。女性消防士の採用、加西の消防署に今年から1名追加がありまして、3名の女性消防士が配置される予定となっています、そんな中でほかの消防署で女性職員の採用があるのかどうか、もし最近の試験において女性のそういう採用申し込みがあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

まず最初に、再任用職員の職員の配置状況でございますが、これにつきましてはご存じのとおり人件費については各市町の持ち寄りということが平成25年度までの予算で決まっております。ということで、再任職員についてはその職員をほかの署に配置するということではできません。ということで、例えば西脇市で3名採用すれば3名は西脇、加西で4名採用すれば4名は加西ということで、この職員を振り分けすることはできませんので、現状は西脇で5名、加西で2名の予定で計画いたしております。

それと気管挿管の部分でございますが、これは後ほどまた警防部長のほう詳しく答えるかと思いますが、気管挿管は基本的に病院実習は30症例をするということで、確か私

の記憶間違いでなければ30万円の負担金が要するというように聞いております。これを実施していかなければならないということで、病院にお金が要するというので315万の内訳でございますが、今度ビデオ喉頭鏡による研修ということも新たにつけ加えられております。その辺のことを踏まえて315万の予算要求をさせていただいたというように理解をいたしております。

それと女性職員の採用の件でございますが、来年度女性職員1名採用計画の中に入っております。しかし、これは加西で採用したのではなく、北はりま消防組合で採用いたしておりますので、この女性がどこに配置されるかは確定はいたしておりません。現状は加西消防署に2名の女性職員が採用され、そして片当務1名ずつで24時間勤務についておるという状況でございます。なお申し添えますが、女性職員の生活対応等について非常に男性職員と一緒にふる等と一緒にであると、また仮眠室の問題等々もございまして、先進地を見ますとすべてオートロック、もしくはカードロック、暗証番号等で女性のエリアと男性のエリアがすべて区分されております。そのようなことを踏まえ、来年度からは女性職員が増えるのであれば徐々に施設の改修もやっていかなければいけないかなというふうを考えております。以上でございます。

○議長（長谷川勝己君） 高橋佐代子君。

○2番（高橋佐代子君） 今、病院の挿管研修費なんですけど、30万と言われてますけど、ビデオの研修とか言われてますが、この中で女性のことに戻ったらいかんですけど、答弁はいいんですけど、140万も減額されてたということは忙しくて研修もできなかったのか、その辺どうかなと思うその関連を私はお聞きしたかったのと、どんどん研修していただいて、住民の皆さんに安心を与えていただけたらとそんな要望でおりますので、おいておきます。今、再任用雇用の話が出ました。仕事については職員と同じような仕事をされるのか、何か短期とか名前がついてましたが、その辺の職務について詳しくと言うか、お尋ねしたいと思うのと、それと女性消防士の採用ですが、1名を北はりまに採用していただいた、特に女性議員としてうれしく思います。そんな中で特にほかの消防署にもそういう応募があったのか、その辺だけもう一遍お聞きして終わりたいと思います。

○議長（長谷川勝己君） 消防長、藤本喜一君。

○消防長（藤本喜一君） ただいまのご質問でございますが、女性職員、来年度採用職員に関しましては1名という報告をさせていただきましたが、受験者は2名でございました。過去にも加西消防署、加東消防署、西脇消防署に受験をしておりますが、私が知っておる限りでは西脇消防署で1名の受験があったという記憶でございます。なお、組合前のことでございますので、加西消防署、加東消防署についてはきっちり把握をいたしておりませんので、ご報告を差し控えさせていただきます。

なお、再任用職員の件につきましてですが、この件につきましてはすべて管理者、副管理者にご相談させていただきました。なぜこの再任用職員を採用するかということでござ

いますが、普通に嘱託職員で採用すれば階級章というものがつけられません。階級章がなければ消防吏員として認められないということで、消防の業務が全くできないということで再任用職員とすれば消防吏員として階級章をつけられる。いうことは、消防吏員として現場活動もしくは立入検査すべての業務が行えるということで、再任用制度を取り入れるということで決定したわけでございます。なお、非常勤としていたしておりますのは常勤で再任用をいたしますと、これは条例定数に職員が入ります。いうことで、条例定数がオーバーしますので新規採用ができないということが出てきますので、非常勤という状況で再任をしたということでございます。以上でございます。

○2番（高橋佐代子君） ありがとうございます。

○議長（長谷川勝己君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長谷川勝己君） これで討論を終わります。

これから、第7号議案 平成24年度北はりま消防組合一般会計予算を採決いたします。
本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（長谷川勝己君） 全員起立。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長（長谷川勝己君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって、第3回北はりま消防組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時31分 閉会

あいさつ

○議長（長谷川勝己君） 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。今期定例会に付議されました案件につきまして各議員の慎重なご審議により滞りなく議了できましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。理事者各位におかれましては、本定例会で成立いたしました諸議案の執行に当たり、本日開陳されました各議員の意見を十分尊重しつつ消防行政における向上を期し、さらは一層の熱意と努力を払えるよう希望するものでございます。

議員各位におかれましても、来月には各市町とも定例会が開催され重要案件を審議されると思います。まだまだ寒い日が続きますので体調には十分ご留意いただきまして、ますますご健勝にて議会活動にご精進あらんことを期待いたしまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

ここで管理者からあいさつがあります。管理者、安田正義君。

○管理者（安田正義君） それでは、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

ただいまは、私ども提案を申しあげました9つの案件につきまして、それぞれ原案のとおりお認めいただきました。心からお礼を申し上げます。開会のごあいさつにも申しあげましたが、北はりま消防組合の運営につきましては議員各位、そしてまた関係各位のご協力により鋭意消防業務の推進に今後とも努めてまいらなければならない、そんなふうに思っているところでございます。更なるご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。そして、また議員各位のご自愛あつてのご活躍、心からお祈り申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本当に、今日はありがとうございました。

○議長（長谷川勝己君） 管理者のあいさつが終わりました。

これで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長

長谷川 勝 己

会 議 録 署 名 議 員

森 元 清 蔵

会 議 録 署 名 議 員

藤 尾 潔